

沖縄県県管理漁港放置艇対策5ヶ年計画
(令和2年度から令和6年度まで)

令和2年4月
沖縄県農林水産部
漁港漁場課

1 放置艇対策の趣旨

沖縄県が管理する漁港における放置艇については、各漁港における漁港機能への支障、漁業就労環境の悪化、景観の阻害、台風時の災害被害等の様々な問題を生じさせ、県管理漁港の適正な維持、保全及び運営を図る観点から、大きな課題となっている。

沖縄県では、このような放置艇への対策として、放置艇の処理方針を定めた放置艇等除却処理要領（平成27年5月25日農港第386号農林水産部長通知。以下単に「要領」という。）を制定したほか、着実な放置艇処理を目指し沖縄県県管理漁港放置艇5ヶ年計画（平成27年～平成31年度）（以下「前計画」という。）を策定し、計画的な放置艇処理を推進してきたところである。

しかしながら、これらの取組にもかかわらず、新規放置艇や所有者等の特定が困難な事例の増加等の課題が発生し、前計画の終期を迎えた現在でもその目的である放置艇の解消は実現していない。

そこで、引き続き放置艇解消の実現に向けて、着実に対策に取り組むため、沖縄県県管理漁港放置艇対策5ヶ年計画を策定するものである。

この計画は、放置艇の解消を目指した前計画を引き継ぎ、沖縄県農林水産部の実施する放置艇対策の基礎となるものである。

2 計画の目的

漁港は、水産業の健全な発展を図るため、漁業生産活動の良好な就労環境を形成するとともに海洋性レクリエーションとの共存並びに都市と漁村の交流を促進する空間である。

観光立県を掲げる本県は、“沖縄観光ブランド”を確立し、世界的にも広く認知され、評価される観光リゾート地の形成を目指しているところである。

本県の漁港は、定置網の体験、直売所、漁師食堂など、観光名所の一つにもなっており、各漁港の景観形成など、沖縄の海の玄関口として、非常に重要な役割を担っている。

このようなことから、行政機関、漁協、関係団体が連携役割分担の下、本計画を着実に実行することにより、県管理漁港における放置艇を解消し、もって、適正な漁港の維持、保全及び運営に図るとともに、漁業者の就労環境の改善及び漁港の景観保全を図ることとする。

3 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5ヶ年間とする。

4 計画の目標

(1) 放置艇の処理数

所有者等が死亡・不明の放置艇を次のとおり処理することを目標とする。

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	計画期間計
放置艇処理数 (死亡・不明)	30	30	30	30	30	150

(2) 放置艇所有者等への指導実施率

全放置艇に対して自主撤去の指導を実施する割合（指導実施率）を令和6年度までに令和元年度調査の9.18パーセントから50パーセントに引き上げることを目標とする。

特に新規確認放置艇に対しては、早期に所有者等を特定し、年度内に指導に至ることを目標とする。

放置艇の自主撤去を指導しようとしても、指導の相手方である所有者等が不明であることが多く、その実施が困難となっている。

そのため、放置艇の解消に当たっては、所有者等を早期に特定することが課題となっている。

しかしながら、所有者等を特定しただけでは、放置艇の処理につながらない。

そこで、放置艇の所有者等を特定した上で効果的な指導を行うに至ることを放置艇対策の指標とした。

5 目標達成のための施策

(1) 放置艇の実態調査

毎年度、県管理27漁港の放置艇実地調査を行い、放置艇の状況、所有者の状況、危険性等とともに県の取組の進捗を詳細に把握する。

(2) 指導・行政処分計画の策定

実態調査に基づき、放置艇の状況、緊急性等の処理の必要性から判断し、処理の優先順位をつけ、計画期間の年度ごとに重点的に指導・行政処分を行う対象艇を選定する。

(3) 指導・行政処分計画の進行管理

指導・行政処分計画の進行管理を行うことにより、要領に従い指導・行政処分を着実に実施するとともに、進行に当たって生じる課題を早期に発見し、対策を講じる。

(4) 指導・行政処分計画を実施するための体制整備

要領で定める手続を着実に実施するため、弁護士、行政書士等の外部資源を活用するほか、必要な体制整備を図る。

(5) 自主撤去のための放置艇対策費用捻出方法提案

経済的事情から自主撤去が進んでいない状況にある放置艇への対策として、関係機関に放置艇対策基金（仮称）の設立を提案するとともに、その他の制度の活用を研究していく。

(6) 県全体への周知

放置艇対策は県全体で取り組む必要があり、県で取り組んでいる事例を各市町村と情報共有し、連携して取り組むこととする。